

食品表示検定 中級・問題集 訂正並びに法令改正情報

●食品表示検定 中級・問題集は2021年10月1日時点で施行されている法令に基づいて作成されています。発行後の法令改正に関連する箇所の情報をまとめましたのでご確認ください。

【凡例】 ★2023年前期の試験は、2022年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

改正のあった法令等 (関連日付)					内容の解説	
訂正情報 発表日	対象と なる刷	ページ	問題番 号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。

食品表示基準Q&A(2022年3月30日改正)					(生鮮-36)しいたけ(原木栽培又は菌床栽培)の原産地表示について、種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動し、生産された場合、どのように表示すればいいのですか。 (答)しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境が子実体の形成に大きな影響を及ぼすため、しいたけの原産地については、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とすることとなります。	
2023年 2月28日	1刷	P27	問43	選択肢④ (正しい内容で 解答ではないもの)	【現在の問題集の選択肢(従来の法令では正しい内容だったもの)】 ④ 菌床の製造地と、生育後の採取地が異なるしいたけには、採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合はその都道府県名を表示することが望ましいとされている。	【法令改正を反映させた場合の選択肢例(現行法令で正しい内容)】 ④ しいたけは、原木(ほだ木)又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示する。

JAS法に基づく「有機加工食品JAS」の改正(2022/10/1施行)及び、酒類業組合法に基づく「酒類における有機の表示基準」の廃止(2022/10/1)					有機酒類は、これまでJASの対象とされていませんでしたが、JAS法が改正され、2022年10月1日から有機加工食品のJASの認証を取得し、有機JASマークを貼付したうえで有機の表示ができるようになりました。2022年10月1日から2025年9月30日までは、従来の酒類業組合法に基づく「酒類における有機の表示基準」に従い有機である旨の表示を行うこともできますが、この場合は有機JASマークの貼付はできません。	
2023年 2月28日	1刷	P88	問141	選択肢② (正しい内容で 解答ではないもの)	【現在の問題集の選択肢(従来の法令では正しい内容だったもの)】 ② 酒類の「有機」又は「オーガニック」の表示は、酒類業組合法により規定されている。	【法令改正を反映させた場合の選択肢例(現行法令で正しい内容)】 ② 酒類の「有機」又は「オーガニック」の表示は、有機加工食品の日本農林規格により規定されている。

●下記については、設問として不適切でしたので、お詫びして訂正させていただきます。(昨年5月に発表した内容も載せております。)

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
2022年 5月26日	1刷	P39	問68	設問文1行目	…食品のうち、 計量法 により固形量を…	…食品のうち、 食品表示基準の規定 により固形量を…
		P187	問1ウ	選択肢②	② 食肉に焼き肉のたれを混合 すること	② かつおの表面をあぶりタタキ にすること
		P238	問1ウ	解説文1~2行目	食肉に焼き肉のたれを混合する、スパイスを振りかける などの生鮮食品に 調味する 行為は、「加工」に該当します。	かつおをタタキにする などの生鮮食品の 表面だけあぶる 行為は、「加工」に該当します。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 2月28日	1刷	P14	問13	問題文	法律に基づき、表示が義務付けられているマークとして、【 】がある。	あらゆる食品事業者の製品に対して 、法律に基づき、表示が義務付けられているマークとして、【 】がある。
		P34	問57	選択肢②	②容器包装に入れ密封された特定商品であっても、内容量を外見上容易に識別できる商品については、内容量の表示を省略することができる。	②容器包装に入れ密封され、 計量法の第13条に指定されている 特定商品であっても、内容量を外見上容易に識別できる商品については、内容量の表示を省略することができる。
		P86	問137	選択肢①	③「乳児用規格適用食品である旨」の表示は、業務用加工食品の義務表示事項に該当する。	③「乳児用規格適用食品である旨」の表示は、 容器包装されて食品工場へ納品される 業務用加工食品の義務表示事項に該当する。
		P137	問43 解説	解説文1行目から	生鮮食品のしいたけは、計量法の 特定商品 に該当しないため、密封して販売する場合であっても内容量表示は義務化されません。	生鮮食品のしいたけは、計量法 第13条による内容量とその表記者の表示義務の対象 に該当しないため、密封して販売する場合であっても内容量表示は義務化されません。
		P140	問57 解説	解説文1行目から	特定商品以外で内容量を外見上容易に識別できるものについては、内容量の表示を省略することができますが、特定商品を容器包装に入れて密封したものについては、内容量の表示は省略できません。	計量法の第13条で指定されている 特定商品以外で内容量を外見上容易に識別できるものについては、内容量の表示を省略することができますが、 計量法の第13条で指定されている 特定商品を容器包装に入れて密封したものについては、内容量の表示は省略できません。
		P151	問93 解説	解説文1行目から	調理冷凍食品は、計量法の特定商品に該当するため、内容重量を・・・	調理冷凍食品は、計量法の 第13条で指定された 特定商品に該当するため、内容重量を・・・
		P181	問172 [ケ] 解説	解説文の下から2行目	この際、「表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示」と製造者が届け出た製造所固有記号 をもって 表示することが認められています。	この際、「表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示」と製造者が届け出た製造所固有記号 に+の記号を冠して 表示することが認められています。
		P184	問173 [コ] 解説	解説文の上から3行目	また、同一製品を2以上の製造所で製造しているため、販売者と製造所固有記号で表示を行うことが可能です。	また、同一製品を2以上の製造所で製造しているため、販売者と 土の記号を冠した 製造所固有記号で表示を行うことが可能です。

(以上)